

農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令等 の一部を改正する命令の概要

I 改正対象

以下の2本の共管命令の一部を改正する。

- 1 農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府・大蔵省・農林水産省令第13号）
- 2 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成13年内閣府・財務省・農林水産省令第3号）

II 改正内容

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年法律第65号）における農業協同組合法（昭和22年法律第132号）及び農林中央金庫法（平成13年法律第93号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。